

第 8 8 号議案

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部改正について

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 4 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市公共用物の管理に関する条例（昭和51年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、100円」の次に「とし、その額が100円以上の場合であつて、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額」を加え、同項第1号ただし書及び第2号中「1.05」を「100分の108」に改める。

第11条第2項中「は、その額が100円未満であるとき」を「に100円未満の端数があるとき、又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金」に改める。

別表第1備考に次のように加える。

7 1件の使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(蒲郡市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 蒲郡市河川占用料等徴収条例（平成12年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ときは、100円」を「場合にあつては、100円とし、その額が100円以上の場合であつて、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「1.05」を「100分の108」に改める。

別表第1備考を備考第1号とし、備考に次のように加える。

2 1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2備考に次のように加える。

6 1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(蒲郡市倉舞港管理条例の一部改正)

第3条 蒲郡市倉舞港管理条例（昭和59年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「1.05」を「100分の108」に改め、「得た

額」の次に「(その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円とし、その額が１００円以上の場合であって、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

別表野積場の部中「３３.６」を「３４.５」に改め、同表泊地の部中「８４」を「８６」に、「１２６」を「１２９」に、「２１０」を「２１６」に、「５２５」を「５４０」に、「１,０５０」を「１,０８０」に改める。

別表備考に次のように加える。

６ １件の使用料の額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部改正)

第４条 蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例（平成１２年蒲郡市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項ただし書中「１.０５」を「１００分の１０８」に改め、「得た額」の次に「(その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円とし、その額が１００円以上の場合であって、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第２項中「１.０５」を「１００分の１０８」に改める。

別表備考に次のように加える。

６ １件の使用料の額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。